

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月1日

【会社名】 株式会社GA technologies

【英訳名】 GA technologies Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長最高執行役員 樋口 龍

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア8階
(注) 平成31年2月25日から本店は下記に移転する予定であります。
東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー40階

【電話番号】 (03)5468-7056
(注) 平成31年2月25日から下記に変更する予定であります。
(03)6230-9180

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 渡辺 正志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア8階
(注) 平成31年2月25日から下記に移転する予定であります。
東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー40階

【電話番号】 (03)5468-7056
(注) 平成31年2月25日から下記に変更する予定であります。
(03)6230-9180

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 渡辺 正志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 5,152,140円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,014,852,140円
(第7回新株予約権)
その他の者に対する割当 1,782,630円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,089,782,630円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	6,090個(本新株予約権1個当たりの目的である株式数 100株)
発行価額の総額	5,152,140円
発行価格	本新株予約権1個につき846円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり8.46円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年2月18日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社GA technologies 経営管理本部 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
割当日	2019年2月18日
払込期日	2019年2月18日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注)1. 株式会社GA technologies第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又は株式会社GA technologies第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」という。)と総称して「本新株予約権」という。)は、2019年2月1日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は609,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、2019年1月31日(以下「発行決議日前取引日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%に相当する3,300円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。)である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。但し、本新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがある(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は609,000株(2019年2月1日現在の発行済株式総数(8,708,095株)に対する割合は7.0%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):1,002,694,140円(但し、この金額は、本新株予約権の下限行使価額が修正された場合における最も低い金額である1,638円を基準として計算した金額である。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、609,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初3,300円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、下記(注)6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 当社は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本欄の他の規定にかかわらず、本欄の規定に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,014,852,140円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年2月19日から2020年2月18日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

	4 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達をしようとする理由

当社は「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念を掲げ、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy」の運営を行っており、2013年3月の会社設立から増収を重ね、2018年7月には東京証券取引所マザーズ市場への上場を果たしました。

あらゆるものがネットワークにつながり、それらを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、不動産業界においてもテクノロジーを活用したさまざまな取り組みが生まれてきています。当社は、こうした大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある不動産業界において、数あるプレイヤーの中でいち早く成長機会を捕捉するべく、クラウドファンディング事業の開始、不動産広告の自動読み取りに関する特許申請、Insur Tech Center（1）の立ち上げ、Blockchain Strategy Center（2）の立ち上げ、X-Tech領域（3）を中心にスタートアップへの投資を行う「GA Fund」の検討等、直近一年間だけを振り返ってみてもさまざまな取り組みを積極的に推進してまいりました。

2018年11月にはリーガル賃貸保証株式会社の全株式を取得し、家賃債務保証事業の拡充を図った他、同月にイタンジ株式会社を完全子会社化することで不動産管理会社（約160社）及び賃貸仲介会社（約600社）向け業務支援システム販売事業を新たな収益基盤に加えることに成功しました。これら2件のM&Aは、収益基盤の強化に留まらず、人材確保、データ拡充、顧客基盤や業界知見の獲得といった観点からも当社グループの成長に大きく寄与する取り組みです。

当社は、今後テクノロジー活用が劇的に進むことが予想される不動産業界において、当社グループとのシナジー効果が見込める企業とのM&Aや資本業務提携といった方策を、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略の方策として位置づけており、今後もこれらを積極的に活用していく所存です。これら成長施策を実現するに際して必要な資金は、財務基盤の強靱化に資すると同時に既存株主の皆様様の利益に配慮した形で調達することが望ましく、それが実現できる方策を慎重に検討してきた結果、本スキームでの資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値を向上させ、既存株主の皆様様の利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達により、当社グループのさらなる成長と財務基盤の強靱化を実現し、事業の拡大を加速させ、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記

「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

- 1 Insur Tech（インシュア・テック）とは、Insurance（保険）とTechnology（テクノロジー）を組み合わせた造語で、保険業界におけるテクノロジーの活用を意味します。不動産領域においても、火災保険や家財保険など住宅購入時に付随して選ばれる保険商品が存在します。これらの保険商品に対してテクノロジーを活用することで新しい商品やサービスを提供することを目指す社内組織として、当社はInsur Tech Centerを立ち上げています。
- 2 ブロックチェーン技術（分散型台帳技術）は、契約・決済・資産の移動・登記といった従来デジタル化が難しいとされてきた複雑な不動産業務を、安全かつ低コストでデジタル化する可能性を秘めていると考えられています。このような不動産取引の未来形を探る組織として、当社はBlockchain Strategy Centerを立ち上げています。
- 3 X-Tech（クロステック）領域とは、インシュア・テックをはじめとして、既存の産業においてテクノロジーを活用することで形成されるデジタルとリアルが融合した新しいビジネス領域を指します。

（2）資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、株式会社SBI証券（以下「割当予定先という。）を含む複数の証券会社から資本金調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「（本スキームの商品性）」、「（本スキームのメリット）」、「（本スキームのデメリット）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法（以下「本スキーム」という。）が、既存株

主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される本新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、本新株予約権の行使請求の通知(以下「行使通知」という。)をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) 新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載の通り、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が第6回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額に、第7回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値を大きく上回る金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものになっております。なお、本新株予約権については、下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、1,638円を下回ることはありません。

また、本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額を除き、同一の内容となっております。下限行使価額は、第6回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額に、第7回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値を大きく上回る金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初3,300円及び8,000円ですが、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額の水準>

第6回新株予約権の下限行使価額は当初3,300円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%)、第7回新株予約権の下限行使価額は当初8,000円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の244.27%)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、本新株予約権の下限行使価額は、第6回新株予約権については既存株主に配慮し直近の株価水準を下回る水準での資金調達は控えつつも可能な限り早期の資金調達を促進する狙いから、発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額と定めた一方で、第7回新株予約権については当社グループが現在取り組んでいるさまざまな施策や第6回新株予約権による調達資金の活用を通じた事業の成長・拡大を通じて当社が比較的短期間での達成を目指している株価水準として、直近の株価水準を大きく上回る金額に設定し、第6回新株予約権と第7回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

< 下限行使価額の修正条項 >

当社は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、第6回新株予約権若しくは第7回新株予約権又はその双方の下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。

かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、本新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の当社の株価をわずかに上回る水準又はそれを大きく上回る水準に設定されており、第7回新株予約権の下限行使価額の方が第6回新株予約権の下限行使価額よりも高い金額とされているところ、当社の株価が第6回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、本新株予約権の行使が進まないこととなり、また第6回新株予約権の下限行使価額を上回る水準に至った場合でも、第7回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、第6回新株予約権の行使が完了した後も第7回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況において、資金調達を行うことが必要である場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該決議日の時価を基準とした金額(但し、1,638円を下回ることはありません。)に修正することにより、本新株予約権の行使を促進することができ、当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。

新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は割当予定先との間で、本書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結する予定です。当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割(当社が分割会社となる場合に限る。)につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日(但し、当該請求の日から15取引日目の日)が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)(当日を含む。)前までに、当社に通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日(但し、当該請求の日から15取引日目の日)が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)において、残存する本新株予約権の全部を、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。

新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第6回新株予約権又は第7回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

上記、及びについては、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は609,000株で、第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は261,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、第6回新株予約権の下限行使価額を当初3,300円、第7回新株予約権の下限行使価額を当初8,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%及び244.27%の水準)(但し、第6回新株予約権の下限行使価額については上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第7回新株予約権の下限行使価額については、下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとします。また、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。なお、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、1,638円を下回ることはありません。

株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記(注)2に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指示を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部を、いつでも、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

その他

割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

第6回新株予約権の下限行使価額は当初3,300円、第7回新株予約権の下限行使価額は当初8,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%及び244.27%)(但し、本新株予約権の下限行使価額については、第6回新株予約権の下限行使価額については上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第7回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとします。また、本新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります(但し、修正後においても1,638円を下回ることはありません。)。かかる修正がなされた場合、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
本新株予約権に関して、当社は、本書による届出の効力発生後に割当予定先と締結予定の本新株予約権買取契約において、上記(注)1.(2)(本スキームの商品性)及びに記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、()当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)、並びに()株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

9. その他

本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

上記のほか、その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長最高執行役員に一任します。

(3)【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,610個(本新株予約権1個当たりの目的である株式数 100株)
発行価額の総額	1,782,630円
発行価格	本新株予約権1個につき683円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり6.83円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年2月18日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社GA technologies 経営管理本部 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
割当日	2019年2月18日
払込期日	2019年2月18日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注)1. 株式会社GA technologies第7回新株予約権は、2019年2月1日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は261,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、2019年1月31日(以下「発行決議日前取引日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の244.27%に相当する8,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。)である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。但し、本新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがある(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は261,000株(2019年2月1日現在の発行済株式総数(8,708,095株)に対する割合は3.0%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):429,300,630円(但し、この金額は、本新株予約権の下限行使価額が修正された場合における最も低い金額である1,638円を基準として計算した金額である。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、261,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初8,000円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、下記(注)6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 当社は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、()1,638円又は()当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号

乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本欄の他の規定にかかわらず、本欄の規定に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,089,782,630円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年2月19日から2020年2月18日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

	4 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

- (注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載の通りです。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
9. その他
本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
上記のほか、その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長最高執行役員に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,104,634,770	10,000,000	4,094,634,770

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計6,934,770円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計4,097,700,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第6回新株予約権	5,152,140	2,009,700,000
第7回新株予約権	1,782,630	2,088,000,000
合計	6,934,770	4,097,700,000

- 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記(1)に記載の差引手取概算額4,094,634,770円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M&A及び資本業務提携に関わる費用	4,095	2019年2月～2021年2月

(注) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

本新株予約権による資金調達予定額(上記(1)に記載の差引手取概算額)4,094,634,770円については、全額を、2021年2月までに、成長機会を迅速かつ機動的に捕捉するためのM&A及び資本業務提携に関わる費用に充当する予定です。

当社はこれまで、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy」の運営を中心とした事業や積極的なM&A及び資本業務提携を通じて、事業規模や多角化の面で急速な変化を遂げると同時に、不動産業界においてテクノロジーを活用したさまざまな取り組みを行ってまいりました。当社は、テクノロジーの活用による大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある不動産業界において、当社とのシナジー効果が見込まれる企業とのM&Aや資本業務提携を、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略的方策として位置づけております。

当社は、M&Aの基本方針として、当社グループの事業と親和性の高い事業を有する企業を対象としたM&Aや資本業務提携の実施は、当社グループの企業価値向上に資する重要な取り組みであると捉えて、今後も積極的に検討してまいります。そうした観点から、不動産業界及びその周辺領域(不動産会社、管理会社、引越業者及び保険会社を含みますが、これらに限られません。)における有効なM&A・資本業務提携を実現できるよう、日頃から情報収集に努め、案件の開拓及び推進に取り組んでおります。現時点において、本格的な検討段階にある具体的なM&A・資本業務提携案件は存しないものの、これまでのM&A及び資本業務提携案件における当社の経験から、手元流動性やデットキャパシティの確保も含めた財務健全性の維持は、希少なM&Aや資本業務提携の機会を迅速かつ柔軟な形で結実させるうえで極めて重要な要素であり、そのような機会を逸しないためにも予め一定額の資金を確保しておくことが肝要であると考えております。そこで、当社は、創業からこれまでの間に実施又は検討したM&A及び資本業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する複数社とのM&A及び資本業務提携のために、総額約41億円の投資が必要になるものと判断いたしました。

今後のM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に上記金額分のM&A及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM&A及び資本業務提携に関わる費用に充当する予定です。実際に投資する金額が当該額を超える場合には、当社グループの企業価値向上と株主の皆様の利益に資するか否かを慎重に検討した上で、他の資金調達手段や現金以外の対価の活用も含め、その時点で適切と考える対応を検討及び実行する所存です。

なお、当社では、2018年11月にリーガル賃貸保証株式会社及びイタンジ株式会社の株式を総額約30億円(現金及び株式による取得価額の合計)にて取得しており、そのうち現金を対価とする部分は約20億円であり、そ

のほぼ全額を銀行借入にて賄っております。2018年10月末時点の有利子負債残高は短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)361百万円、長期借入金440百万円となっており、11月に実行した借入金額も含めると12月末時点における有利子負債残高は合計2,703百万円となります。財務基盤強化のため、今回調達する資金を当該借入金の返済に充当することも検討いたしましたが、当社として資本調達した資金は基本的に成長投資に充当すべきとの考えのもと、借入金の返済を直接の資金用途とはしておりません。もっとも、M&A及び資本業務提携の機会が限定的であることに鑑み、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、金利費用を節減するため、過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金の返済を資金用途とする可能性があります。

上記資金用途は2021年2月までの予定を記載したものであり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金用途については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金用途の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社SBI証券
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度 第76期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月28日関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度 第77期第2四半期 （自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日） 平成30年11月6日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	206,900株（2018年10月31日現在）
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		割当予定先は当社の主幹事証券会社であります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、割当予定先が、当社の主幹事証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は870,000株（第6回新株予約権609,000株及び第7回新株予約権261,000株）です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が平成30年11月6日付で関東財務局長宛に提出した第77期第2四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所の取引参加者であります。また割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、平成30年12月25日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によりヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所:東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者:黒崎知岳)に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額(第6回新株予約権については1株当たり8.46円。第7回新株予約権については1株当たり6.83円。)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社の資金調達需要が権利行使期間中に一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社は行使停止を実施せず株価が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額修正決議が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること、割当予定先は修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準においては、任意に出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使及び売却を行うこと等を含みます。)を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初、3,300円及び8,000円(それぞれ、2019年1月31日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%及び244.27%)としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれにつきましても8%としました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、2018年10月31日現在の総議決権数84,168個に、当社を株式交換完全親会社、イタンジ株式会社を株式交換完全子会社とし、2018年11月16日を効力発生日とする簡易株式交換(以下「2018年11月16日付株式交換」といいます。)により交付された当社普通株式289,855株の議決権数2,898個を加えた議決権数87,066個に対して最大9.99%の希薄化、及び2018年10月31日現在の発行済株式数8,502,760株に2018年11月16日付株式交換により発行された当社普通株式205,335株を加えた株式数8,708,095株に対して最大9.99%の希薄化が生じます。しかしながら、当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、また、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 1.新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)(2)新株予約権の内容等(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、今後テクノロジー活用が劇的に進むことが予想される不動産業界において、当社とのシナジー効果が見込める企業とのM&Aや資本業務提携を迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略的方策として進めることにより当社のさらなる成長と財務基盤の強靭化を実現し、中長期的に当社グループの企業価値の向上を目指していくことから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計870,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は192,096株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
樋口 龍	東京都港区	3,800,000	45.15	3,800,000	40.92
合同会社GGA	東京都港区南青山1丁目3番1号	1,860,000	22.10	1,860,000	20.03
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	206,900	2.46	1,076,900	11.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	279,100	3.32	279,100	3.01
久寿良木 健	東京都世田谷区	255,120	3.03	255,120	2.75
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル31F	212,000	2.52	212,000	2.28
清水 雅史	東京都港区	200,000	2.38	200,000	2.15
株式会社チェンジ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6F	120,000	1.43	120,000	1.29
GA technologies社員持株会	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア8F	53,200	0.63	53,200	0.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	47,675	0.57	47,675	0.51
計		7,033,995	83.56	7,903,995	85.11

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年10月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先である株式会社SBI証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。なお、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

5. 当社は、2018年10月31日現在自己株式を84,520株(割当前の総議決権数に対する所有株式数の割合1.00%)保有しておりましたが、上記大株主からは除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月	平成30年10月
売上高 (千円)	703,722	3,186,950	5,373,624	9,557,609	20,126,760
経常利益又は経常損失 () (千円)	40,671	103,763	102,099	336,265	641,115
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	27,098	43,379	133,277	258,828	399,198
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	142	200,000	212,569	212,569	8,502,760
A種類株式	58	-	-	-	-
純資産額 (千円)	71,002	63,981	14,992	336,617	2,436,742
総資産額 (千円)	144,398	297,022	722,839	998,344	4,412,114
1株当たり純資産額 (円)	355,014.38	357.44	2.26	48.74	289.34
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	135,491.68	220.55	20.69	38.67	53.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	47.95
自己資本比率 (%)	49.2	21.5	2.1	33.6	55.2
自己資本利益率 (%)	47.2	64.3	-	147.6	28.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	45.79
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	163,620	467,425	478,757
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	95,986	128,516	1,160,399
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	413,947	162,125	2,244,480
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	279,318	456,102	2,018,940
従業員数 (人)	23	36	72	109	210
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(4)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第4期に当期純損失を計上しておりますが、これは上場準備に向けた人材採用及び教育も含めた社内管理体制の整備によるものです。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

5. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が平成30年7月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第6期事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

6. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 第2期から第5期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
8. 第2期及び第3期につきましては、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第4期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第2期及び第3期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載しております。
なお、第4期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施しておりませんので、それぞれ記載しておりません。
11. 当社は、平成27年7月15日付で、A種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。
12. 当社は、平成27年9月24日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 従業員数は就業人員であります。また、第4期から第6期までの平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

年月	概要
平成25年3月	東京都渋谷区渋谷に株式会社GA(現 株式会社GA technologies)設立
平成25年4月	宅地建物取引業免許取得
平成26年1月	株式会社Global GAに商号変更
平成26年2月	本社を東京都渋谷区広尾に移転
平成28年7月	横浜国立大学とAI(人工知能)の共同研究を開始
	株式会社GA technologiesに商号変更
	首都大学東京とAI(人工知能)の共同研究を開始
平成28年8月	中古不動産流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」をリリース
	一般建設業許可取得
	第三者割当増資等を実施し資本金を100,000千円に増資
平成29年6月	大阪支社開設
平成30年5月	名古屋営業所開設
	小規模不動産特定共同事業者(東京都知事(1)第1号)登録完了
平成30年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
	クラウドファンディング事業開始
平成30年8月	不動産広告の自動読み取りに関する特許申請
平成30年9月	Blockchain Strategy Center立ち上げ
	Insur Tech Center立ち上げ
平成30年10月	GA Fundの組成に関する検討を開始

(注)第6期事業年度末後、本書提出日までに、以下の事象が発生しております。

平成30年11月 リーガル賃貸保証株式会社の株式取得による企業結合
イタンジ株式会社の株式取得及び簡易株式交換による企業結合
Renosy Finance株式会社の設立

3【事業の内容】

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy（リノシー）」の運営を行っております。当社では、“現状”や“常識”にとらわれることなく「ユーザーが未だ体験したことがない、世界を変えるようなサービスを常に創造し、ユーザーに新しい価値を提供する」ことを目指して企業活動を行っております。

あらゆるものがネットワークに繋がり、それを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、政府は平成28年に発表した「名目GDP600兆円に向けた成長戦略」において、IoT・AI・ビッグデータ等の活用を通じた第4次産業革命の実現で30兆円の付加価値創出を目指すことを示しています。

そのような大きな時代の転換点にあって、平成29年のわが国の住宅市場は、96.4万戸の新規住宅着工戸数（国土交通省「平成30年版 住宅着工統計」）に対して中古住宅の成約件数は18.0万戸（不動産流通推進センター「指定流通機構の活用状況について」）と、新築に大きく偏った市場構造となっています。一方で、少子高齢化、人口飽和、核家族化、所得の伸び悩み、都市部への人口集中等、様々な社会構造的要因により、中古住宅の有効活用が果たす役割は今後より一層大きくなることが期待されています。平成28年に閣議決定された「住生活基本計画」においては、既存住宅流通・リフォームの市場規模を11兆円（平成25年）から20兆円（平成37年）へと増大させることが目標として掲げられています。

また、住宅の購入層に目を向けると、住宅取得適齢期とされる30～40代は、これまでITリテラシー（注1）が限定的な層が主な構成員でしたが、今後はいわゆるデジタルネイティブ世代（注2）が占める割合が一気に上昇することが予想されています。

換言すれば、IT活用が最も遅れている市場のひとつと言われる不動産市場において、今後はIT活用が必須となる、あるいはIT活用が競争上の大きな優位性を持ち得る状況となることが予想されます。当社は、こうした大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある巨大な中古不動産流通市場において事業展開をしております。

（1）事業の具体的内容

当社が手掛ける中古不動産流通プラットフォーム「Renosy（リノシー）」事業の具体的な内容は以下のとおりです。なお、当社の事業セグメントは「Renosy（リノシー）」事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

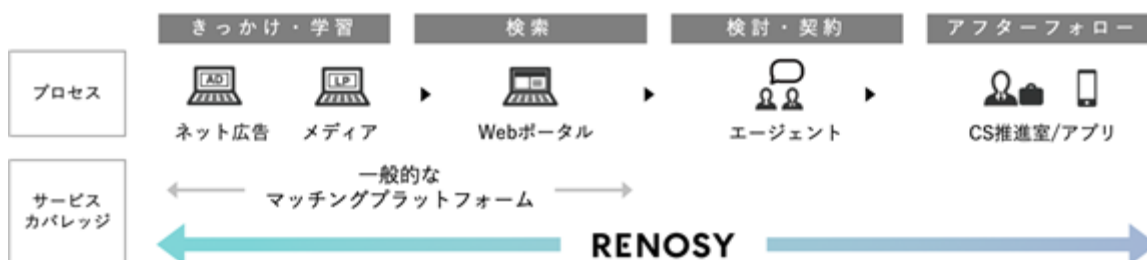
セグメント名称	主たる事業内容
「Renosy（リノシー）」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中古不動産のマッチング・ポータルサイトを通じた中古不動産の売買及び仲介 ・賃貸物件の契約、集金代行等の管理業務 ・リノベーションの企画・設計・施工管理 ・会員向け情報提供・資産管理アプリの開発・運営



「Renosy(リノシー)」事業では、中古不動産を自社にて仕入れ、それらを一定期間内に販売することによる売買収入や不動産の売買に係る仲介収入、販売後の物件の集金代行等による手数料収入を得ております。ただし、リノベーションに関しては自社にて中古不動産の仕入れは行わず、お客様の保有物件に対して企画・設計・施工管理を請負っております。

当社が運営するプラットフォームには、当社が自ら仕入れた物件を含む豊富なマンション情報を掲載しており、これらの物件と物件購入を希望する買い手との取引を速やかに成立させる仕組み(マッチング機能)を提供しております。さらに当社は、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェント(販売担当者)を介させたエンド・トゥー・エンド(注3)のサービス提供を行っております。これにより、ウェブ・ポータル運営に特化した企業では獲得し得ない顧客情報(ラスト・ワンマイル情報(注4))を蓄積し、当該データを顧客属性に応じた物件情報の取得・推薦、マーケティング、サービス設計といった様々な局面に活用しています。当社は、このようにテクノロジーとエージェントによるサービス提供とを有機的に融合させることを通じて、顧客目線に立脚した事業モデルを構築している点に独自性を見出しております。

<当社が考えるエンド・トゥー・エンドのサービス提供>



自社開発のスマートフォン向けアプリ「Renosy Insight(リノシー インサイト)」は、顧客接点として重要な役割を担っております。例えば所有物件情報確認、契約書類の一元管理、入退去把握、キャッシュ・フロー確認や収支シミュレーション等を可能とする各種機能を備えており、不動産所有に係る様々な手間の簡素化と不動産所有者の利便性の向上に寄与しています。

(2) 事業の特徴

当社が手掛ける「Renosy(リノシー)」事業の特徴として、AI/RPA(注5)活用による高効率かつ科学的な業務運営が挙げられます。

当社は、アプリやウェブ・ポータル、インターネット広告、接客面談等の様々な顧客接点を通じて得られるデータを、自社開発システム「Tech Series(テック シリーズ)」(注6)に集約し活用することで、不動産売買に係る一連の業務を自動化・効率化しております。

例えば、自社開発CRM(注7)である「Tech Consul(テック コンサル)」においては、過去の取引実績から各銀行のローン審査基準を設定し、登録された顧客属性から最適な金融機関と与信枠を自動的にシミュレーションしたり、手間を要する提案書類・契約書類を登録済みデータから自動出力したりすることで1契約当たりの業務時間を大幅に短縮し、結果としてARPA(注8)を着実に上昇させております。

また、自社開発した仕入物件管理システム「Tech Supplier(テック サプライヤー)」においては、当該システムが仕入から売却に至る期間の短い過去の取扱物件情報等を教師データ(注9)として学習し、日々大量に発生する物件情報の中から、優良物件を推薦することで効率よく仕入れを行ったり、深層学習(注10)を用いたマイソク(注11)の自動識別や画像認識技術による文字情報の自動読み取りにおいてRPA活用を行ったりしています。

当社はこうした取り組みを通じて、人の手を介して行われていた物件情報の取得を自動化することで大幅に業務効率を改善したことに加え、優良物件の取りこぼしの低減による業績拡大や各種エラーを未然に防ぐことにも成功しております。



- (注) 1. ITを活用する能力。
2. インターネットやPCが日常に存在する環境で生まれ育った世代。
 3. 物件やそれに付随する情報の収集から契約締結、購入後のアフターフォローまで。すなわち、「端から端まで」の意味。
 4. 実際に顧客対応することを通じて得られる情報。具体的には顧客の属性や嗜好、購入に係る意思決定情報等を指す。
 5. Robotic Process Automation(ロボティック プロセス オートメーション)の略。人の手を介して行われている業務をルールエンジンや機械学習等の技術を活用したソフトウェアやシステムを通じて自動化する仕組みや取り組み。
 6. 当社が自社開発した不動産業務支援ツール。現在、「Tech Marketing(テック マーケティング。マーケティング支援ツール)」、「Tech Consul(テック コンサル。CRM)」、「Tech Supplier(テック サプライヤー。仕入物件管理支援ツール)」、「Tech Management(テック マネジメント。賃貸管理支援ツール)」が稼働中。
 7. Customer Relationship Management(カスタマー リレーションシップ マネジメント)の略。情報システムを用いて顧客の属性や接触履歴を記録・管理し、それぞれの顧客に応じた対応を行うことで顧客満足度を向上させるために用いられる情報システム。
 8. Average Revenue Per Agent(アベレージ レベニュー パー エージェント)の略。エージェント1人当たりの売上高。
 9. 入力されたデータに対して適切な回答を出力できるよう、人工知能を訓練するためのデータ。
 10. 脳神経回路を模して開発された機械学習アルゴリズムであるニューラルネットワークの中でも、特に回路を構成するニューロンの数が大規模なものを指す。
 11. 物件概要、物件写真、間取り図、地図等をまとめた資料。

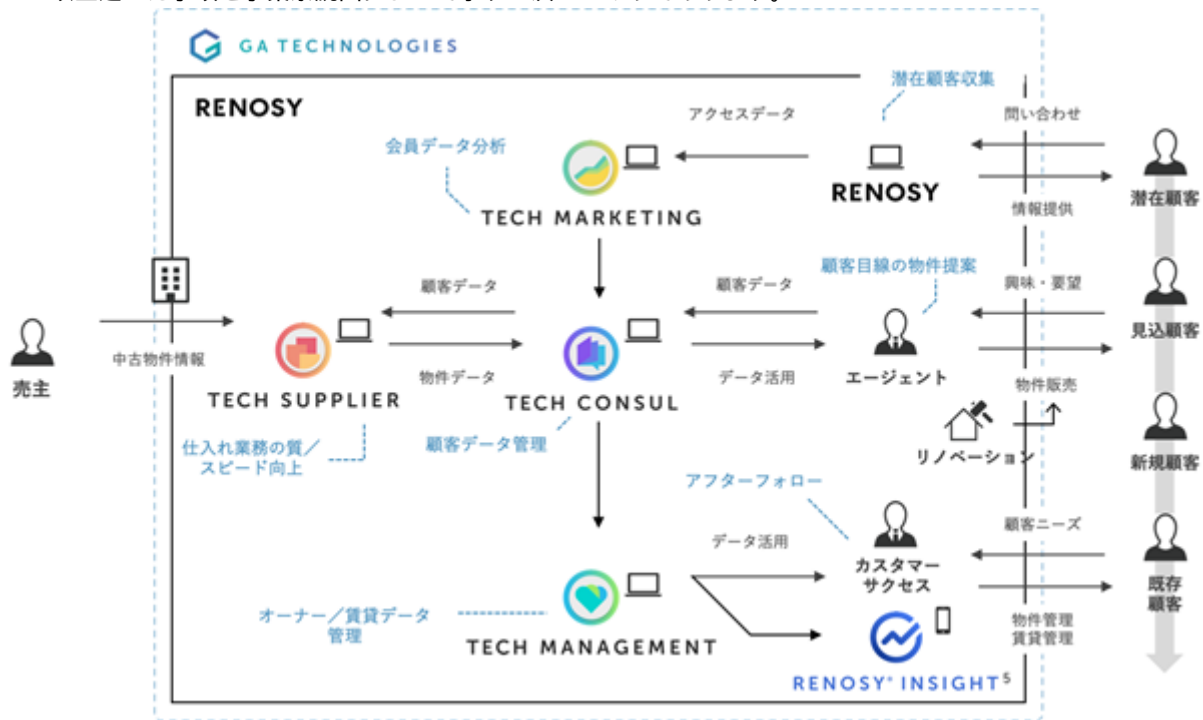
<当社が活用するAIテクノロジー>

	項目	機能
1	価格・家賃推定モジュール	物件や地域の属性、取引履歴、金利等の時系列データに対し、ヘドニックアプローチ(注12)に基づいた回帰分析を行うことで過去から現在までの価格・家賃を推定。購入者の意思決定を支援。
2	物件レコメンドモジュール	当社エージェントの検索操作履歴に対してランキング学習(注13)を行い、エージェントがお客様への提案に用いる傾向の高い物件を上位に表示。検索の効率化と提案品質のばらつきを低減。
3	自動読取・画像解析モジュール	OCR(注14)を活用した不動産広告の文字情報自動読取りや、CNN(注15)を用いた物件写真・間取り図の良し悪しの自動判定等を行うことで、様々な角度から物件情報をデジタル化。
4	優良物件スクリーニングモジュール	当社の過去の取引履歴を含む大量のデータを入力情報として、Semi-supervised learning(注16)を用いた学習を行うことで、比較的早期に取引が成立する蓋然性の高い物件のスクリーニングを実現。仕入れ業務の効率化や品質のばらつき低減に寄与。

- (注) 12. 財(当社の場合は物件)がいくつかの属性(例えば立地・建物・販売方法等)の集合で説明されるという考え方に基づいて価格を予測する方法。
13. 教師あり機械学習の一手法。検索結果のランキングを最適化する。
 14. Optical Character Recognition(オプティカル キャラクター レコグニション)の略。手書き文字・印刷された文字をイメージスキャナ等で読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。
 15. Convolutional Neural Network(コンヴォリューショナル ニューラル ネットワーク)の略。画像処理の世界で広く使われる畳み込み積分(Convolution)を取り扱えるようにした深層学習の一手法。
 16. 半教師あり学習のこと。通常の学習では全ての学習データに対してそのデータがどのクラスに属するかというラベルが付されているが、半教師あり学習では一部のデータにラベルが付されていない。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
235	30.3	1.38	5,761,584

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は「Renosy（リノシー）」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3. 最近日までの1年間において従業員数が123名増加しておりますが、これは、事業の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」の運営を行っております。当社では、“現状”や“常識”にとらわれることなく「ユーザーが未だ体験したことがない、世界を変えるようなサービスを常に創造し、ユーザーに新しい価値を提供する」ことを目指して企業活動を行っております。

(2) 経営環境及び経営戦略

あらゆるものがネットワークに繋がり、それを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、政府は平成28年に発表した「名目GDP600兆円に向けた成長戦略」において、IoT・AI・ビッグデータ等の活用を通じた第4次産業革命の実現で30兆円の付加価値創出を目指すことを示しています。

そのような大きな時代の転換点にあって、平成29年のわが国の住宅市場は、96.4万戸の新規住宅着工戸数(国土交通省「平成30年版 住宅着工統計」)に対して中古住宅の成約件数は18.0万戸(不動産流通推進センター「指定流通機構の活用状況について」)と、新築に大きく偏った市場構造となっています。一方で、少子高齢化、人口飽和、核家族化、所得の伸び悩み、都市部への人口集中等、様々な社会構造的要因により、中古住宅の有効活用が果たす役割は今後より一層大きくなることが期待されています。平成28年に閣議決定された「住生活基本計画」においては、既存住宅流通・リフォームの市場規模を11兆円(平成25年)から20兆円(平成37年)へと増大させることが目標として掲げられています。

また、住宅の購入層に目を向けると、住宅取得適齢期とされる30～40代は、これまでITリテラシーが限定的な層が主な構成員でしたが、今後はいわゆるデジタルネイティブ世代が占める割合が一気に上昇することが予想されています。

換言すれば、IT活用が最も遅れている市場のひとつと言われる不動産市場において、今後はIT活用が必須となる、あるいはIT活用が競争上の大きな優位性を持ち得る状況となることが予想されます。

このような事業環境の中、当社は、テクノロジーの活用を通じて、中古不動産市場において日本最大級の集客数と情報量、最高のUXの提供を目指してまいります。

UI/UX(注1)の質向上

「Renosy(リノシー)」事業では、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェントを介在させたエンド・トゥー・エンドのサービス提供を行っております。これにより、一般的なウェブ・ポータル運営に特化した企業では獲得し得ない顧客情報(ラスト・ワンマイル情報)を蓄積し、当該データを顧客属性に応じた物件情報の取得・推薦、マーケティング、サービス設計といった様々な局面に活用しております。今後も、データサイエンティスト(注2)、エンジニア、デザイナー、CS(注3)等のプロフェッショナル人材の知見を結集し、顧客から得られる一次情報を最大限有効に活用することで、顧客志向に基づくUI/UXの不断の改善を推進してまいります。

- (注)1 . UIはUser Interface(ユーザー インターフェース)の略。サービス又は製品がユーザーと接する部分。UXはUser Experience(ユーザー エクスペリエンス)の略であり、ユーザーがサービス又は製品を通して得られる体験。
- 2 . 大量のデータを分析し、その結果をビジネスに活用する役割を担う職種の者。
- 3 . Customer Success(カスタマーサクセス)の略。顧客の満足度向上に資するサポート・サービスを提供する者。

「Renosy(リノシー)」の認知度向上

プラットフォーム事業は、多くのユーザーが集うほどその魅力が一層高まり、結果としてより多くのサービスや付加価値を提供できるビジネスモデルであると認識しております。そのためには、UI/UXの改善に加えて、オウンドメディア(注4)の充実や広告宣伝等、積極的な認知度向上策を並行して進めてまいります。

- (注)4 . 当社が運営するインターネット上のメディア。

自社開発業務支援システムの他社への提供

当社は、不動産事業に係る業務支援システムを自社にて開発・運用しており、結果として業務効率化・生産性向上を実現しております。将来的にはこれらのシステムをパートナー各社に提供することを通じてデータ蓄積速度を加速し、既存サービスの質向上や新規サービスに活用していくことも展望しております。

不動産クラウドファンディング事業(注5)の推進

当社は、平成29年12月に施行された不動産特定共同事業法(平成29年改正不特法)に基づき、エクイティ型のクラウドファンディング事業を平成30年7月より展開しております。低金利かつ年金不安が高まる時代にあつて、当社はクラウドファンディング事業を通じて、これまで限られた属性の者のみがアクセス可能であった不動産投資市場(注6)において、幅広い属性の個人に対して魅力ある資産運用商品を提供してまいります。

(注)5. 当社の取り組むクラウドファンディング事業は、中古区分マンションを小口化し、共有持ち分として複数の会員から出資を募り、その賃貸運用収益及び売却益を配当として会員に分配するスキーム。

6. マンション投資は金融機関からの借入金を活用することが一般的であるが、借入可能な属性の者は限定的。投資対象を小口化することで借入を行わずとも市場への参画が可能となる。例えば、資本金1億円以上の企業に勤める常用雇用者数は全人口の約12%(総務省統計局「平成26年経済センサス」人口推計)だが、仮にこれを投資用ローン活用可能な属性の者と定義すると、小口化はその他大勢への投資機会を提供するものである。

データ収集のための顧客との接点の拡大

当社が手掛ける中古不動産流通プラットフォーム事業は、高属性な顧客データの蓄積と親和性が高く、当該データをより一層拡充していくことは、当社の競争優位性の確保に大いに資するものと考えています。そのような観点から、当社のプラットフォーム事業の強化に繋がる様々なサービスを展開し、顧客との接点を拡大してまいります。

(3) 事業上の対処すべき課題

「Renosy(リノシー)」の認知度向上

当社が今後も事業を拡大していくためには、中古不動産流通プラットフォームである「Renosy(リノシー)」の認知度を向上させ、新規会員を獲得することが重要であると考えております。当社では、効果的な広告配信を行うため、インターネット広告に対する反響データ、アポイント実績、成約実績等を分析しておりますが、今後もこれらの活動への取り組みを強化してまいります。

マンション情報の強化

「Renosy(リノシー)」会員の嗜好にあった物件を提供するためには、マンション情報の強化が重要であると考えております。当社では、不動産情報を不動産仲介会社や業者間サイト等から入手しておりますが、今後もこれらの情報収集力を強化し、顧客ニーズに合致した不動産情報の提供に取り組んでまいります。

アフターフォローの充実

当社はマンション引渡後の賃貸管理サービスも手掛けることで、顧客ニーズにあったサービスをワンストップで提供し、顧客の利便性の向上に取り組んでおります。今後もこれらのサービスの品質を向上させるとともに、新たなサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

リノベーションの施工管理の効率化

当社では、リノベーションの施工管理にIT技術を導入することにより、業務の効率化を図っております。今後も更なる業務の効率化、コスト削減のためのシステム投資をはじめとした取り組みを強化していく方針であります。

M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

システムの安定性確保

当社の事業は、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

人材の確保と育成

当社は今後の事業の拡大のために優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、当社は新卒の定期的な採用や経験者の中途採用も積極的に実施しております。また、新たに入社した社員に対しては研修を実施する等により人材の育成に取り組んでおります。今後も積極的な採用を計画しており、社員への研修・教育制度を整備することで、優秀な人材の確保・育成に取り組んでいく方針であります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 不動産取引市場の動向について

当社が属する不動産業界は、景気動向、金利水準、地価水準等の変化による不動産取引市場の動向に影響されます。したがって、不動産取引市場の動向が購入者の不動産投資意欲に影響を与えることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について

当社が属する不動産業界は、競合他社が多く存在しておりますが、当社はITを活用した中古不動産流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」を利用し、他社と差別化を図っております。当社は、今後も「Renosy(リノシー)」の機能向上等により他社との差別化を強化する方針であります。

しかしながら、今後、同様のビジネスモデルを有する他社の参入等により十分な差別化ができなくなり、競争が激化した場合には、価格競争や販売件数の減少等により当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) サイトへの集客における外部検索エンジンへの依存について

当社が運営する「Renosy(リノシー)」への集客は、検索サイトを經由したものが多くなっております。当社はSEO(検索エンジン最適化)対策を実施することにより、検索結果において上位に表示されるような対策を講じておりますが、今後、検索エンジン運営者が検索結果を表示するロジックを変更するなどして、それまで有効であったSEO対策が機能しなくなった場合には、当社における集客力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) マンション情報について

当社の中古不動産流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」の会員に対して、当社は広範なマンション情報を収集し、個々の会員の属性に適したマンション情報を厳選して、会員へ提供しております。

しかしながら、マンション価格の上昇や他社との競合等により、優良なマンション情報を十分に提供することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 賃貸物件の空室時のリスクについて

当社は、販売したマンションの一部について、購入したオーナー等との契約により、当該マンションの空室時に家賃保証をしております。当社では、空室率を低下させるための施策を講じているものの、当該施策が奏功せず、空室が多くなった場合には、空室保証費用が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債の増加に伴う金利変動リスク及び在庫保有リスクについて

当社ではマンションの販売を行っておりますが、マンションの仕入から販売までの期間が短いため、基本的に販売用不動産を長期に保有することはありません。したがって、販売用不動産の仕入のために有利子負債残高が高水準になる可能性は高くありません。しかしながら、例外的に販売用不動産を仕入れ、長期に保有する場合には、借入れによる資金調達が増え、有利子負債残高が高まる可能性があります。その場合には、金利負担の増加やたな卸資産の評価損等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、マンションの仕入れから販売までの期間が想定以上に長期化した場合には、販売価格の値引きにより販売を促進する施策をとる場合があります。その場合には、利益率の悪化等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 販売物件の瑕疵について

当社が販売するリノベーションマンションは、一部分について10年間の瑕疵担保責任を負っており、瑕疵が生じた場合に備えるため、瑕疵担保責任保険に加入しております。しかしながら、販売した物件に瑕疵が生じた場合には、補修工事や補償等が発生することにより当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 外注委託について

当社の販売するリノベーションマンションの工事については、建築工事業務を外注先に委託しております。当社は施工能力や施工実績、信用力、評判等を総合的に検討し、外注先を選定することとしておりますが、当社の要求水準を満たす外注先を十分に確保できない場合や工期の遅延等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 技術革新等について

当社は、中古不動産流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」を活用することで、業務の効率化や情報収集力の強化、データ分析による顧客への効果的な広告配信に努め、他社と差別化を図ってまいりました。今後は既存システムの改善に加え、それらの企業向けサービス(BtoB)を含めた様々な可能性を想定しておりますが、「Renosy(リノシー)」がサービスを提供しているインターネット環境は技術進歩が速く、当社が想定する以上の技術革新により、当社の技術やサービスが競争力を失うような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) システムトラブルについて

当社の事業は、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでおりますが、何らかの理由によりシステムトラブルが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制について

当社が属する不動産業界は、「宅地建物取引業法」、「建設業法」、「国土利用計画法」、「建築基準法」、「都市計画法」、「建物の区分所有等に関する法律」等の法的規制を受けております。当社ではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、法令違反が発生した場合や新たな法令の制定・法令の改正等が行われた場合、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は事業活動を行うに際し以下のような許認可を得ており、現在、許認可が取消となる事由は発生しておりません。しかしながら、今後、何らかの理由によりこれらの許認可の取消等があった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(許認可の内容)

許認可の名称	所管官庁	許認可の番号	有効期限	取消事由
宅地建物取引業者	国土交通省	国土交通大臣(1) 第9135号	平成34年2月22日	宅地建物取引業法 第66条、第67条及び第67条の2
一般建設業許可	国土交通省	東京都知事許可 第145636号	平成33年8月18日	建設業法 第29条及び第29条の2
小規模不動産 特定共同事業者	東京都庁	東京都知事(1)第1号	平成35年5月14日	不動産特定共同事業法 第11条及び第36条

(12) 個人情報の管理について

当社は、会員情報、オーナー情報等の個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。

当社はプライバシーマークを認証取得するとともに、個人情報については、社内研修等を通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施するなどの施策を講じておりますが、何らかの理由で個人情報が漏えいした場合、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社は現在、他社の知的財産権を侵害している事実は認識しておりません。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権の侵害が発覚した場合等においては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 自然災害について

当社が事業展開している地域は、首都圏や関西圏が中心となっておりますが、これらの地域で不測の大規模地震や台風等の自然災害等が発生した場合、当社の不動産価値の低下や事業展開に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成が重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用していくとともに、研修の実施等により人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を確保できない可能性や育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(16) 特定の経営者への依存について

当社は、代表取締役社長最高執行役員樋口龍に当社の経営の重要な部分を依存しております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行う等体制の整備に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 社歴が浅いことについて

当社は平成25年3月に設立した社歴の浅い会社であります。当社は今後もIR活動等を通じて経営状態を積極的に開示してまいります。過年度の経営状態のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分な面があると考えられます。

(18) 増税等について

2019年10月1日以降、消費税が10%に増税されるなど、増税等の要因により当社の販売価格が上昇した場合には、顧客の購買意欲が減退し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(19) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考え、配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。新株予約権の権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は1,005,400株であり、発行済株式総数8,502,760株の11.8%に相当しております。

(21) M&Aについて

当社は、企業価値を継続的に向上させる上で有効な手段となる場合や、市場において短期間で優位性を確立するといった大きな相乗効果が見込める場合には、必要に応じてM&Aを実施する方針です。

M&A実施に当たっては、市場動向や顧客のニーズ、相手先企業の業績、財務状況、技術優位性や市場競争力、当社の事業ポートフォリオ等を十分に考慮し進めるべく努めております。

しかしながら、事前の調査・検討内容に不十分な点が存在したり、買収後の市場環境や競争環境の著しい変化があったり、買収した事業が計画どおりに展開することができず、投下資金の回収ができない場合や追加費用が発生した場合等においては、当社の業績や成長見通し及び事業展開等に大きな影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第6期事業年度(自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業の好収益を背景に、雇用・所得環境は改善傾向が持続し、個人消費も回復基調にあります。

不動産業界においては、金融緩和政策が一段と長期化し住宅ローンの低金利が継続しているものの、東京オリンピック・パラリンピック関連工事のための人材不足による人件費上昇や主要建設資材価格の高止まりにより、首都圏の新築マンションの販売価格は依然として高い水準を維持しております。新築マンションの発売戸数、着工件数が減少傾向にある中、中古マンションの成約件数は首都圏を中心に安定して上昇傾向にあり、今後はさらに中古物件への注目度が高まっていくものと考えられます(公益財団法人東日本不動産流通機構調査より)。

このような状況のもと、当社は中古マンションプラットフォーム「Renosy(リノシー)」事業において、アプリやウェブポータル機能の拡充や認知度の向上を図ることで、会員数の増加と成約率の維持・向上を推進してまいりました。

a. 財政状態

(資産)

当事業年度末における流動資産は2,830,503千円となり、前事業年度末に比べ2,184,330千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,560,038千円増加したことによるもので、事業規模の拡大に加え、平成30年7月25日付で東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達を行ったことによる増加となります。

固定資産は1,581,610千円となり、前事業年度末に比べ1,229,438千円増加いたしました。これは主にソフトウェア仮定が522,381千円、敷金及び保証金が555,337千円増加したことによるもので、投資拡大に伴う増加となります。

この結果、総資産は4,412,114千円となり、前事業年度末に比べ3,413,769千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は1,444,672千円となり、前事業年度末に比べ1,017,489千円増加いたしました。これは主に未払金が304,138千円、短期借入金が253,600千円、預り金が220,945千円増加したことによるもので、事業規模の拡大に伴う増加であります。

固定負債は530,698千円となり、前事業年度末に比べ296,154千円増加いたしました。これは主に長期借入金が268,389千円増加したことによるもので、事業規模の拡大に伴う運転資金、東京本社オフィス拡張、大阪支社移転等の資金需要に対する増加であります。

この結果、負債合計は1,975,371千円となり、前事業年度末に比べ1,313,643千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は2,436,742千円となり、前事業年度末に比べ2,100,125千円増加いたしました。これは主に平成30年7月25日付で東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達により資本剰余金が1,628,547千円増加したことと、事業規模の拡大により当期純利益399,198千円を計上したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は55.2%(前事業年度末は33.6%)となりました。

b. 経営成績

当事業年度の業績は、主に「Renosy(リノシー)」の認知度向上により会員数が増加したことなどにより、投資不動産の販売数が増加した結果、売上高20,126,760千円(前年同期比110.6%増)、営業利益678,250千円(同90.4%増)、経常利益641,115千円(同90.7%増)、当期純利益399,198千円(同54.2%増)となりました。

なお、当社は「Renosy(リノシー)」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ1,562,838千円増加し、2,018,940千円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は478,757千円（前年同期は467,425千円の収入）となりました。これは主に、「Renosy（リノシー）」の認知度向上によって会員数が増加したことなどにより、投資不動産の販売数が増加した結果、税引前当期純利益621,987千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は1,160,399千円（前年同期は128,516千円の支出）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出613,160千円、無形固定資産の取得による支出471,214千円によるもので、投資の拡大となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は2,244,480千円（前年同期は162,125千円の支出）となりました。これは主に、自己株式の売却による収入1,700,920千円、長期借入れによる収入457,950千円によるもので、平成30年7月25日付で東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達が主な要因となります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b．契約実績

当社は、契約実績と販売実績が概ね同じであるため、記載を省略しております。

c．販売実績

第6期事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
「Renosy（リノシー）」事業	20,126,760	110.6
合計	20,126,760	110.6

(注) 1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社の事業セグメントは、「Renosy（リノシー）」事業の単一セグメントであります。

3．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

資本の財源及び資金の流動性

第6期事業年度（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 資本の財源及び資金の流動性」に記載のとおりであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。一般に公正妥当と認められる財務諸表の作成においては、期末日における資産及び負債の報告額や、報告対象期間中の収益及び費用の報告額に影響する判断及び見積りを行うことが求められております。当社の財務諸表作成においては、過去の実績等を勘案し合理的に判断及び見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

第6期事業年度(自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当事業年度の財政状態につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

(売上高及び売上総利益)

売上高は、「Renosy(リノシー)」の認知度向上によって会員数が増加したことなどにより、前事業年度に比べ110.6%増の20,126,760千円となり、売上総利益は前事業年度に比べ100.9%増の3,522,122千円となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

販売費及び一般管理費は事業規模の拡大に伴い、主に広告宣伝費及び人件費の増加により、前事業年度に比べ103.6%増の2,843,872千円となりました。

この結果、営業利益は前事業年度に比べ90.4%増の678,250千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外損益は、前事業年度に比べ営業外収益が4,865千円減少したのに加え、主に事業規模の拡大に伴う資金調達手数料の増加により、営業外費用が12,367千円増加し、37,135千円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ90.7%増の641,115千円となりました。

(特別損益、法人税等及び当期純利益)

特別損益は、主に賃貸借契約の解約に伴う違約金により、前事業年度に比べ15,794千円損失が増加し、19,127千円となりました。また、法人税等は、主に税引前当期純利益の増加により、前事業年度に比べ148,685千円増加し、222,789千円となりました。

この結果、当期純利益は前事業年度に比べ54.2%増の399,198千円となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社の主な資金需要は自社保有投資不動産の取得、販売費及び一般管理費の広告宣伝費、人件費及びソフトウェアの開発投資等であり、これらの資金需要に対しては、営業活動から獲得する自己資金及び金融機関からの借入による調達を基本としており、経済・金融環境の変化に備えた十分な手元流動性の確保により、安定した財務基盤の維持に努めております。

また、資金調達の機動性及び流動性確保の補完機能を高めるため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を有しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 株式取得による企業結合

当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、リーガル賃貸保証株式会社の株式を取得し、当社の子会社とすることについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成30年11月1日に株式取得に関する手続きを完了しました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

(2) 株式取得及び簡易株式交換による企業結合

当社は、平成30年10月1日の取締役会において、イタンジ株式会社の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、イタンジ株式会社を完全子会社とする簡易株式交換を行うことについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。なお、平成30年11月1日付で株式取得の手続きが完了し、平成30年11月16日付で簡易株式交換の手続きが完了しております。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

5【研究開発活動】

当社は「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、AI戦略室の立ち上げ、技術顧問の就任、大学との共同研究・産学連携により「Renosy(リノシー)」事業を推進してまいりました。

主たる研究活動としては、既存アプリケーションである「Renosy Insight(リノシー インサイト)」のバージョンアップ、「Renosy webサイト」の開設、また、自社開発システム「Tech Series(テック シリーズ)」の生産性向上のためのバージョンアップを行っております。

第6期事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)における研究開発費の総額は50,317千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度(自平成29年11月1日至平成30年10月31日)における設備投資等の総額は731,932千円であります。その主なものは、「Renosy(リノシー)」事業のシステム開発の拡充(527,381千円)及び東京本社オフィス拡張に伴う設備の増設(61,293千円)によるものであります。なお、当社の事業セグメントは、「Renosy(リノシー)」事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に本社、大阪支社及び2つの営業所を有しております。

以上のうち、主要な設備は以下のとおりであります。

平成30年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都渋谷区)	「Renosy(リノシー)」 事業	事務所設備 アプリ開発	80,119	47,507	74,266	201,892	185

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、リース資産、ソフトウェアであります。
 4. 建物は賃借しており、東京本社の年間賃借料は118,296千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成30年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,000,000
計	34,000,000

(注) 当社は、平成30年4月11日付で株式分割(普通株式1株につき20株の割合で株式分割)に伴う定款変更を行っており、発行可能株式総数は16,150,000株増加し、17,000,000株となっております。また、平成30年10月1日付で株式分割(普通株式1株につき2株の割合で株式分割)に伴う定款変更を行っており、発行可能株式総数は17,000,000株増加し、34,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,708,095	東京証券取引所 マザーズ市場	単元株式数 100株
計	8,708,095	-	-

(注) 1. 平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は4,038,811株増加し、4,251,380株となっております。また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は4,251,380株増加し、8,502,760株となっております。

2. 平成30年11月16日付の当社を完全親会社、イタンジ株式会社を完全子会社とする簡易株式交換に伴う新株発行により、発行済株式総数は205,335株増加し、8,708,095株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成29年5月12日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 280,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年5月26日 至 2027年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179 資本組入額 89.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

最近事業年度の末日(平成30年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から最近日現在(平成30年12月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、最近日現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は40株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 対象新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

当社普通株式につき、行使価額以下を対価とする売買その他の取引が行われた場合(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権

決議年月日	平成29年5月12日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社使用人 15
新株予約権の数(個)	9,005
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 360,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年5月16日 至 2027年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179 資本組入額 89.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

最近事業年度の末日(平成30年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から最近日現在(平成30年12月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、最近日現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は40株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成31年8月1日から平成32年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の1

平成32年8月1日から平成33年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の2

平成33年8月1日から平成34年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の3

平成34年8月1日から行使期間の最終日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権

決議年月日	平成30年1月29日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 36
新株予約権の数(個)	1,630
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 65,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年1月31日 至 2028年1月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

最近事業年度の末日(平成30年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から最近日現在(平成30年12月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、最近日現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は40株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年8月1日から平成33年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の1

平成33年8月1日から平成34年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の2

平成34年8月1日から平成35年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の3

平成35年8月1日から行使期間の最終日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	平成30年2月28日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	税理士佐野比呂之(注)1
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(平成30年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、最近日現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 第4回新株予約権は、税理士佐野比呂之を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付されます。
2. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は40株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 本新株予約権者は、平成31年10月期乃至平成33年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)の額が下記乃至に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 50%

営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 75%

営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 100%

(3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、下記乃至に掲げる期間において、下記乃至に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年11月1日から平成33年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の1

平成33年11月1日から平成34年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の2

平成34年11月1日から平成35年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の3

平成35年11月1日から行使期間の最終日まで

本新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

(4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈により係る通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 2 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	平成30年2月28日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	税理士佐野比呂之(注)1
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2028年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(平成30年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から最近日現在(平成30年12月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、最近日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 第5回新株予約権は、税理士佐野比呂之を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付されます。

2. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は40株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
 - (2) 本新株予約権者は、平成31年10月期乃至平成33年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)の額が下記乃至に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定め定めるものとする。

営業利益が1,000百万円を超過した場合	行使可能割合：50%
営業利益が2,000百万円を超過した場合	行使可能割合：75%
営業利益が4,000百万円を超過した場合	行使可能割合：100%
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、下記乃至に掲げる期間において、下記乃至に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年11月1日から平成33年10月31日まで	本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の1
平成33年11月1日から平成34年10月31日まで	本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の2
平成34年11月1日から平成35年10月31日まで	本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の3
平成35年11月1日から行使期間の最終日まで	本新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて
 - (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈により係る通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月15日 (注)1	普通株式 58 A種類株式 58	普通株式 200	-	10,000	-	-
平成27年9月24日 (注)2	普通株式 199,800	普通株式 200,000	-	10,000	-	-
平成28年8月18日 (注)3	普通株式 12,569	普通株式 212,569	89,994	99,994	-	-
平成28年8月18日 (注)4	-	普通株式 212,569	5	100,000	-	-
平成30年4月11日 (注)5	普通株式 4,038,811	普通株式 4,251,380	-	100,000	-	-
平成30年10月1日 (注)6	普通株式 4,251,380	普通株式 8,502,760	-	100,000	-	-
平成30年11月16日 (注)7	普通株式 205,335	普通株式 8,708,095	-	100,000	498,348	498,348

(注)1.A種類株式を普通株式に変更したものであります。

2.株式分割(1:1,000)によるものであります。

3. 有償第三者割当

(1) 割当先 株式会社インベスターズクラウド(現 株式会社TATERU)

発行株式数 10,475株

発行価格 7,160円

資本組入額 7,160円

(2) 割当先 みずほキャピタル株式会社

発行株式数 2,094株

発行価格 7,160円

資本組入額 7,160円

4. 利益剰余金の資本組入れによるものであります。

5. 株式分割(1:20)によるものであります。

6. 株式分割(1:2)によるものであります。

7. 平成30年11月16日付の当社を完全親会社、イタンジ株式会社を完全子会社とする簡易株式交換に伴う新株発行により、発行済株式総数が205,335株、資本準備金が498,348千円増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成30年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	31	30	27	1	1,863	1,956	-
所有株式数(単元)	-	3,459	3,878	22,370	2,938	3	52,365	85,013	1,460
所有株式数の割合(%)	-	4.07	4.56	26.31	3.46	0.00	61.60	100.00	-

(注) 自己株式84,520株は、「個人その他」に845単元、「単元未満株式の状況」に20株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成30年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
樋口 龍	東京都港区	3,800	45.15
合同会社GGA	東京都港区南青山1丁目3番1号	1,860	22.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	279	3.32
久多良木 健	東京都世田谷区	255	3.03
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル31F	212	2.52
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	206	2.46
清水 雅史	東京都港区	200	2.38
株式会社チェンジ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6F	120	1.43
GA technologies社員持株会	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア8F	53	0.63
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	47	0.57
計	-	7,033	83.56

(注) 当社は、自己株式を84千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 84,520	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,416,780	84,167	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,460	-	-
発行済株式総数	8,502,760	-	-
総株主の議決権	-	84,167	-

(注) 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は4,038,811株増加し、4,251,380株となっております。また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は4,251,380株増加し、8,502,760株となっております。

【自己株式等】

平成30年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対す る 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社GA technologies	東京都渋谷区広尾一丁目 1番39号恵比寿プライム スクエア8階	84,520	-	84,520	0.99
計	-	84,520	-	84,520	0.99

(注) 1. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 平成29年7月13日第三者割当の方法による自己株式の処分により発行した株式の取得者久野良木健、平成29年10月30日第三者割当の方法による自己株式の処分により発行した株式の取得者スガシタパートナーズ株式会社、平成29年11月1日第三者割当の方法による自己株式の処分により発行した株式の取得者NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合及び平成29年12月18日第三者割当の方法による自己株式の処分により発行した株式の取得者株式会社チェンジから安定株主として、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を得ております。

なお、当該株式について最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、久野良木健、スガシタパートナーズ株式会社、NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合、株式会社チェンジによる株式の移動は行われておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	-	-
最近期間における取得自己株式	28	102

(注) 当期間における取得自己株式には、平成31年1月1日から本書提出日までの単元未満株主の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	1,532,000	1,700,920	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	84,520	205,130
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	84,520	-	28	-

- (注) 1. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で、また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、最近事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して処分した株式の数を算定しております。
2. 最近期間における処理自己株式には、平成31年1月1日から本書提出日までの単元未満株主の売渡による株式は含めておりません。
3. 最近期間における保有自己株式数には、平成31年1月1日から本書提出日までの単元未満株主の買取り及び売渡による株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第6期事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための人材の採用やシステム投資に充当していく予定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月	平成30年10月
最高(円)	-	-	-	-	12,640 3,775
最低(円)	-	-	-	-	3,105 2,145

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成30年7月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成30年10月1日、普通株式1株につき2株の割合)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月
最高(円)	12,640	5,155 3,740	3,775	3,080	4,175	3,850
最低(円)	7,500	3,105 3,390	2,145	2,400	2,575	2,826

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成30年10月1日、普通株式1株につき2株の割合)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

男性9名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 (千株)
代表取締役社長 最高執行役員	-	樋口 龍	昭和57年11月23日生	平成13年4月 佐川急便株式会社入社 平成19年7月 株式会社青山メインランド入社 平成24年4月 株式会社GLOBAL GA 代表取締役就任 平成25年3月 当社設立 代表取締役社長就任 平成31年1月 当社代表取締役社長最高執行役員就任(現任)	(注)3	5,660 (注)5
取締役専務 執行役員	投資不動産販売 部門管掌	清水 雅史	昭和55年8月8日生	平成21年1月 株式会社TFDコーポレーション 入社 平成24年4月 株式会社GLOBAL GA 専務取締役就任 平成25年3月 当社専務取締役就任 平成28年11月 当社Renosy第1PM本部長就任 (現任) 平成31年1月 当社取締役専務執行役員就任 (現任)	(注)3	200
取締役執行役員	投資不動産販売 部門長	樋口 大	平成元年10月23日生	平成24年4月 株式会社オープンハウス入社 平成25年4月 当社入社 平成26年1月 当社取締役就任 平成28年11月 当社Renosy第2PM本部長就任 (現任) 平成31年1月 取締役執行役員就任(現任)	(注)3	-
取締役執行役員	建設業部門管掌	藤原 義久	昭和30年1月1日生	昭和52年4月 サンウェーブ工業株式会社入社 平成15年10月 サンウェーブリビングデザイン 株式会社入社 平成27年4月 株式会社LIXILリニューアル入 社 平成28年6月 当社取締役就任 平成28年11月 当社Renosyエンジニア本部長就 任(現任) 平成31年1月 当社取締役執行役員(現任)	(注)3	-
取締役執行役員 CFO	CFO	渡辺 正志	昭和55年8月6日生	平成17年4月 株式会社国際協力銀行 入行 平成19年3月 モルガン・スタンレー証券株式 会社(現 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社)入社 平成29年1月 パークレイズ証券株式会社入社 平成29年4月 当社入社 平成29年11月 当社取締役CFO就任 平成31年1月 当社取締役執行役員CFO就任 (現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 (千株)
取締役	-	久寿良木 健	昭和25年8月2日生	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)取締役就任 平成11年4月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)代表取締役就任 平成12年6月 ソニー株式会社取締役就任 平成15年11月 ソニー株式会社取締役副社長兼COO就任 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)代表取締役会長兼グループCEO就任 平成19年6月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)名誉会長就任 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー(現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO(現任) 平成22年3月 楽天株式会社社外取締役(現任) 平成23年6月 株式会社ノジマ社外取締役(現任) 平成29年8月 アセント・ロボティクス株式会社 社外取締役(現任) 平成30年1月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	255
監査役 (常勤)	-	照井 壽久	昭和26年6月1日生	昭和45年4月 株式会社リコー入社 平成23年6月 リコーテクノシステムズ株式会社監査役就任 平成28年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	上田 克己	昭和19年8月16日生	昭和43年4月 株式会社日本経済新聞社入社 平成10年3月 株式会社日本経済新聞社出版局長就任 平成11年7月 株式会社テレビ東京取締役就任 平成13年7月 株式会社テレビ東京常務取締役就任 平成16年7月 株式会社BSジャパン代表取締役社長就任 平成19年7月 テレビ大阪株式会社代表取締役社長就任 平成22年7月 テレビ大阪株式会社代表取締役会長就任 平成24年7月 テレビ大阪株式会社顧問就任(現任) 平成24年7月 東通産業株式会社社外取締役就任(現任) 平成28年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 (千株)
監査役	-	尾崎 充	昭和39年9月29日生	平成元年10月 KPMGピートマーウィック港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成5年10月 中島公認会計士税理士事務所入所 平成9年11月 株式会社アクティベートジャパンコンサルティング代表取締役就任(現任) 平成10年4月 尾崎公認会計士事務所設立所長就任(現任) 平成10年4月 協立監査法人入所 平成20年6月 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員就任(現任) 平成21年7月 株式会社リブセンス監査役就任(現任) 平成28年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-
計						6,115

- (注) 1. 取締役 久寿良木健は、社外取締役であります。
2. 監査役 照井壽久、上田克己、尾崎充は、社外監査役であります。
3. 平成31年1月29日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成31年1月29日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長最高執行役員 樋口龍の所有株式数は、合同会社GGAが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 取締役執行役員 樋口大は、代表取締役社長最高執行役員 樋口龍の実弟であります。
7. 当社は経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、CTO 石田雄一、経営戦略本部長 川崎総一郎、Renosy開発本部長 野口真平及び経営管理本部長 橋本健郎であります。
8. 当社は、法令に定める建設業の資格要件を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
牧野 知行	昭和29年10月14日生	昭和52年4月 株式会社杉坂建築事務所入社 昭和55年12月 ブレインデザイン事務所入社 昭和57年12月 株式会社ブレイン建築事務所設立 取締役就任 平成25年9月 牧野建築事務所設立 所長就任(現任)	(注)	-

- (注) 補欠取締役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」を経営理念に掲げ、人々に感動を提供し、よりよい未来を創るサービスを提供するため、企業価値の最大化に努めております。

また、すべてのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上のため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社は監査役会(全員が社外監査役)の設置、及び社外取締役の選任(1名)により、経営に対する監督機能は充実していると判断し、上記体制を選択しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。なお、取締役会の開催状況は、平成29年10月期16回、平成30年10月期16回開催しており、社外取締役の出席率は平成29年10月期94%、平成30年10月期94%となっており、随時、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b. 監査役会・監査役

「Renosy(リノシー)」事業を営む当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、当該3名は全員が社外監査役の要件を満たしております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。常勤監査役は経営戦略会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。

c. 経営戦略会議

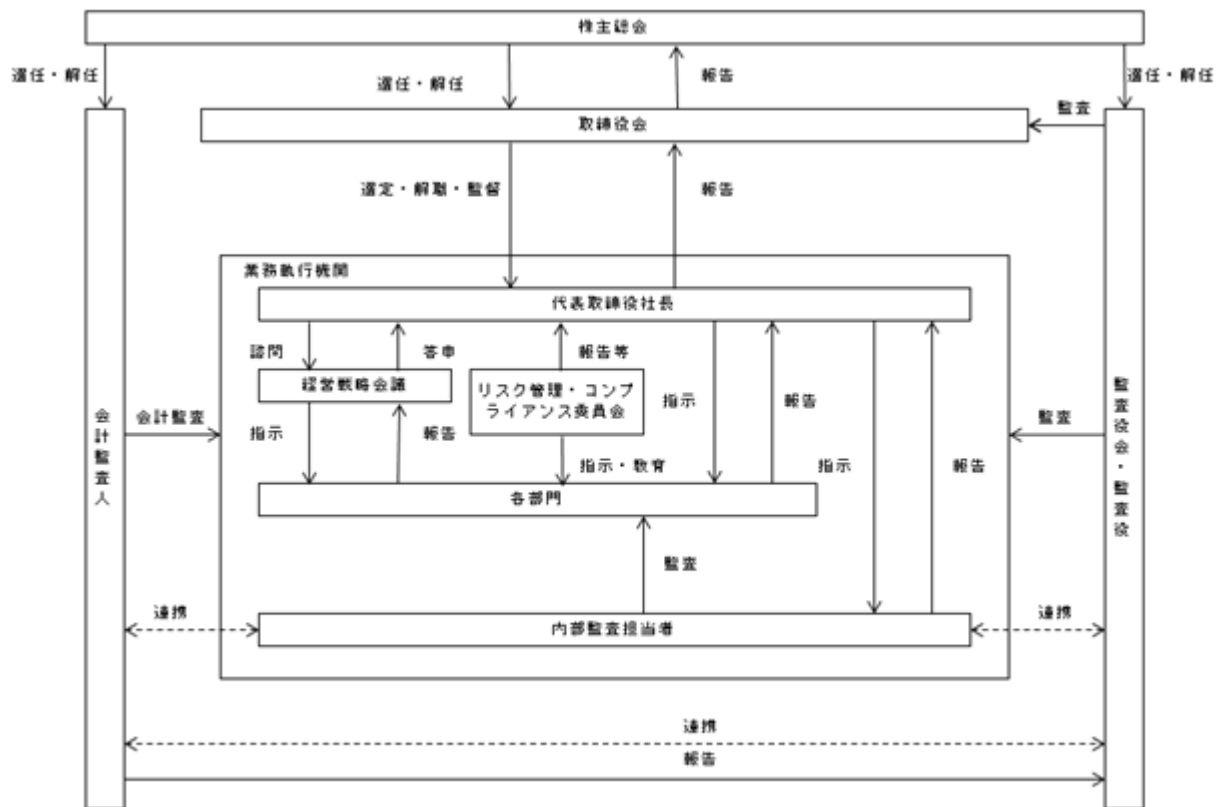
経営戦略会議は、常勤の取締役及び本部長で構成され、原則として月1回開催しております。意思決定の権限を有してはおりませんが、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項等の審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

また、常勤監査役が出席しモニタリングを行っております。

d. リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長最高執行役員、常勤の取締役、各本部長、その他代表取締役社長最高執行役員が必要と認めた者で構成され、コンプライアンス及び利害関係人との取引について審議し、「リスク管理・コンプライアンス委員会規程」で定められた運営に従って法令遵守等のコンプライアンスの観点から審査を行います。

なお、これらの模式図は次のとおりです。



内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとしての法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規範」等を定める。
 - (b) 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (c) 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (d) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定めるとともに、社内及び社外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は取締役及び監査役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。
- c. リスク管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」に基づきリスクの発生を未然に防止する。
 - (b) 万が一、リスクが発生した場合においても定められた初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。
 - (c) リスク管理を網羅的・統括的に行うため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、周知徹底を図る。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査担当者3名が内部監査業務を実施しております。内部監査については、毎期内部監査計画に基づいて、法令、社内規程等にしがって業務が行われているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役社長最高執行役員に報告する体制となっております。

監査役監査については、監査役監査計画に基づいて、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに取締役及び各部門へのヒアリングや重要書類の閲覧を行い、取締役の職務執行及び意思決定についての監査を行っております。監査の結果については、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は適宜打合せを行い、情報共有や相互の協力等の連携を図っております。

会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査業務を行った公認会計士の氏名、補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	鈴木 真一郎	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	中川 政人	EY新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、その他14名

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役久尋良木健は、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験を有しており、その経験・知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っております。

社外監査役照井壽久は、株式会社リコーでの管理業務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

社外監査役上田克己は、企業経営に携わってきた豊富な経験を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

社外監査役尾崎充は、公認会計士であり、会計分野における高度な知識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

なお、久尋良木健は当社株式を255,120株保有しておりますが、社外取締役、社外監査役及び当社との間に、これ以外の人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めているものではありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

役員報酬の内容

a. 役員の区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(平成30年10月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	158,200	158,200	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	6,050	6,050	-	-	-	2
社外監査役	14,500	14,500	-	-	-	4

(注) 前の項目における社外取締役及び社外監査役の員数は本書提出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。また上記金額には、使用人兼務役員の使用人分の給与等は含まれておりません。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役については代表取締役社長最高執行役員に一任し、監査役については監査役会の協議で報酬額を決定しております。

c. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	24,000	3,000

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、新規上場に係るコンフォートレター作成業務及び上場申請書類作成支援業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査公認会計士と協議のうえ、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表について

第6期事業年度(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)において当社には子会社がありませんでしたので、連結財務諸表を作成しておりません。なお、当事業年度末日から本書提出日までの間、平成30年11月にRenosy Finance株式会社を子会社として設立し、同年11月にはリーガル賃貸保証株式会社及びイタンジ株式会社を完全子会社化しております。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	460,702	2,020,740
売掛金	885	3,440
完成工事未収入金	4,780	9,316
販売用不動産	196,891	1425,655
未成工事支出金	3,354	22,193
貯蔵品	1,165	10,013
前渡金	46,850	138,274
前払費用	21,245	153,519
繰延税金資産	10,862	24,611
その他	320	23,475
貸倒引当金	885	737
流動資産合計	646,172	2,830,503
固定資産		
有形固定資産		
建物	46,429	115,334
減価償却累計額	6,245	21,047
建物(純額)	40,184	94,287
機械及び装置	1,235	-
減価償却累計額	1,235	-
機械及び装置(純額)	0	-
車両運搬具	2,175	6,384
減価償却累計額	1,533	4,498
車両運搬具(純額)	641	1,886
工具、器具及び備品	31,794	77,577
減価償却累計額	11,258	24,360
工具、器具及び備品(純額)	20,536	53,216
リース資産	5,147	8,760
減価償却累計額	500	1,809
リース資産(純額)	4,646	6,950
建設仮勘定	-	65,072
有形固定資産合計	66,009	221,413
無形固定資産		
商標権	203	187
ソフトウェア	56,180	56,825
ソフトウェア仮勘定	48,954	571,335
リース資産	10,976	8,416
無形固定資産合計	116,314	636,764
投資その他の資産		
出資金	80	80
敷金及び保証金	116,954	672,291
長期前払費用	7,241	18,929
長期預金	140,705	119,300
繰延税金資産	4,320	12,421
その他	546	410
投資その他の資産合計	169,847	723,432
固定資産合計	352,171	1,581,610
資産合計	998,344	4,412,114

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	14,219	22,014
短期借入金	1 -	1,253,600
1年内返済予定の長期借入金	1,74,748	1,100,260
リース債務	6,250	7,043
未払金	101,327	405,465
未払法人税等	89,286	197,446
未払消費税等	29,895	35,395
未成工事受入金	16,064	90,583
預り金	88,519	309,465
アフター保証引当金	4,669	9,478
転貸損失引当金	2,140	1,003
前受金	-	4,360
前受収益	-	4,759
資産除去債務	-	3,498
その他	60	297
流動負債合計	427,182	1,444,672
固定負債		
長期借入金	1,154,775	1,423,164
リース債務	20,527	16,930
空室損失引当金	19,446	29,916
預り保証金	32,505	60,621
資産除去債務	7,290	-
その他	-	66
固定負債合計	234,544	530,698
負債合計	661,727	1,975,371
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	82,075	1,710,622
資本剰余金合計	82,075	1,710,622
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	229,927	629,125
利益剰余金合計	229,927	629,125
自己株式	76,365	3,992
株主資本合計	335,637	2,435,755
新株予約権	980	987
純資産合計	336,617	2,436,742
負債純資産合計	998,344	4,412,114

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
売上高	9,557,609	20,126,760
売上原価	7,804,409	16,604,637
売上総利益	1,753,200	3,522,122
販売費及び一般管理費		
役員報酬	116,646	178,750
給料及び手当	402,766	674,156
採用教育費	80,524	224,802
広告宣伝費	233,416	617,117
減価償却費	25,171	51,627
研究開発費	139,895	150,317
その他	498,613	1,047,100
販売費及び一般管理費合計	1,397,033	2,843,872
営業利益	356,167	678,250
営業外収益		
受取利息	8	18
受取配当金	0	0
その他	5,079	203
営業外収益合計	5,088	222
営業外費用		
支払利息	7,869	8,984
株式交付費	11,200	12,799
支払手数料	5,921	15,460
その他	-	114
営業外費用合計	24,990	37,357
経常利益	336,265	641,115
特別損失		
固定資産除却損	2-	2,777
リース解約損	33,332	-
賃貸借契約解約損	-	418,349
特別損失合計	3,332	19,127
税引前当期純利益	332,932	621,987
法人税、住民税及び事業税	89,286	244,639
法人税等調整額	15,183	21,849
法人税等合計	74,103	222,789
当期純利益	258,828	399,198

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
不動産仕入高	7,443,794	95.4	16,119,081	97.1
転貸物件支払家賃	312,695	4.0	360,388	2.2
空室損失引当金繰入額	23,114	0.3	10,470	0.1
転貸損失引当金繰入額	787	0.0	287	0.0
アフター保証引当金繰入額	4,669	0.1	4,809	0.0
外注費	65,576	0.8	110,083	0.7
その他	-	-	91	0.0
売上原価	7,804,409	100.0	16,604,637	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	33,116	33,116	28,901	28,901	89,223	14,992	-	14,992
当期変動額									
当期純利益				258,828	258,828		258,828		258,828
自己株式の処分		48,958	48,958			12,857	61,816		61,816
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								980	980
当期変動額合計	-	48,958	48,958	258,828	258,828	12,857	320,645	980	321,625
当期末残高	100,000	82,075	82,075	229,927	229,927	76,365	335,637	980	336,617

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	82,075	82,075	229,927	229,927	76,365	335,637	980	336,617
当期変動額									
当期純利益				399,198	399,198		399,198		399,198
自己株式の処分		1,628,547	1,628,547			72,372	1,700,920		1,700,920
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								7	7
当期変動額合計	-	1,628,547	1,628,547	399,198	399,198	72,372	2,100,118	7	2,100,125
当期末残高	100,000	1,710,622	1,710,622	629,125	629,125	3,992	2,435,755	987	2,436,742

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	332,932	621,987
減価償却費	25,171	51,627
賃貸借契約解約損	-	18,349
リース解約損	3,332	-
貸倒引当金の増減額 (は減少)	215	147
空室損失引当金の増減額 (は減少)	32,720	10,470
転貸損失引当金の増減額 (は減少)	374	1,136
アフター保証引当金の増減額 (は減少)	4,669	4,809
受取利息及び受取配当金	9	19
支払利息	7,869	8,984
固定資産除却損	-	777
売上債権の増減額 (は増加)	3,436	7,092
たな卸資産の増減額 (は増加)	69,390	337,610
前渡金の増減額 (は増加)	37,572	91,424
前払費用の増減額 (は増加)	11,698	131,267
仕入債務の増減額 (は減少)	14,219	7,794
未払金の増減額 (は減少)	5,964	164,863
未成工事支出金の増減額 (は増加)	3,354	18,839
未成工事受入金の増減額 (は減少)	16,064	74,518
預り金の増減額 (は減少)	45,709	220,945
預り保証金の増減額 (は減少)	6,438	28,116
未払消費税等の増減額 (は減少)	15,167	5,789
その他の資産の増減額 (は増加)	216	20,349
その他の負債の増減額 (は減少)	1,800	9,359
その他	3,307	4,622
小計	459,588	625,128
利息及び配当金の受取額	9	19
利息の支払額	7,526	9,910
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	15,354	136,479
営業活動によるキャッシュ・フロー	467,425	478,757
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	27,502	5,601
定期預金の払戻による収入	33,600	29,806
有形固定資産の取得による支出	23,443	117,830
無形固定資産の取得による支出	68,291	471,214
敷金及び保証金の差入による支出	70,332	613,160
敷金及び保証金の回収による収入	28,062	17,600
その他	610	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	128,516	1,160,399
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	83,471	253,600
長期借入れによる収入	52,000	457,950
長期借入金の返済による支出	188,064	164,049
リース債務の返済による支出	5,386	6,705
自己株式の売却による収入	61,816	1,700,920
新株予約権の発行による収入	980	7
その他	-	2,757
財務活動によるキャッシュ・フロー	162,125	2,244,480
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	176,784	1,562,838
現金及び現金同等物の期首残高	279,318	456,102
現金及び現金同等物の期末残高	456,102	2,018,940

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(3) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(3) 転貸損失引当金

賃貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

(4) アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審査会(IASB)及び米国財務会計基準審査会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年10月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であり、あります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「未払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に表示していた60千円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「販売費及び一般管理費」の「法定福利費」「退職給付費用」「業務委託費」「販売促進費」「地代家賃」「租税公課」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「法定福利費」に表示していた70,517千円、「退職給付費用」に表示していた5,776千円、「業務委託費」に表示していた33,826千円、「販売促進費」に表示していた41,537千円、「地代家賃」に表示していた84,087千円、「租税公課」に表示していた53,490千円は、「その他」として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額」に含めていた「前払費用の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額」に表示していた11,914千円は、「前払費用の増減額」11,698千円、「その他の資産の増減額」216千円として組み替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
販売用不動産	-千円	301,646千円
長期預金	35,005	10,000
計	35,005	311,646

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
短期借入金	-千円	133,600千円
1年内返済予定の長期借入金	57,300	24,300
長期借入金	130,097	216,777
計	187,397	374,677

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資金調達の安定性を高めるため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	-千円	1,200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	1,200,000

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年11月1日 至平成29年10月31日)	当事業年度 (自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)
研究開発費	39,895千円	50,317千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年11月1日 至平成29年10月31日)	当事業年度 (自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)
機械及び装置	-千円	0千円
工具、器具及び備品	-千円	489千円
ソフトウェア	-千円	287千円
計	-千円	777千円

3 リース解約損は、複合機の契約期間中の解約により生じたものであります。

4 賃貸借契約解約損は、賃貸借契約を解約したことに伴う解約金であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	212,569	-	-	212,569
合計	212,569	-	-	212,569
自己株式				
普通株式(注)	47,216	-	6,803	40,413
合計	47,216	-	6,803	40,413

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少6,803株は、第三者割当の方法による自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	980
	合計	-	-	-	-	-	980

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2	212,569	8,290,191	-	8,502,760
合計	212,569	8,290,191	-	8,502,760
自己株式				
普通株式(注)1.3.4	40,413	652,407	608,300	84,520
合計	40,413	652,407	608,300	84,520

(注) 1. 当社は平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数の増加8,290,191株の内訳は、平成30年4月11日付の株式分割により4,038,811株、平成30年10月1日付の株式分割により4,251,380株増加したことによるものです。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加652,407株の内訳は、平成30年4月11日付の株式分割により610,147株、平成30年10月1日付の株式分割により42,260株増加したことによるものです。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少608,300株の内訳は、平成29年11月1日付の第三者割当の方法による自己株式の処分により5,300株、平成29年12月18日付の第三者割当の方法による自己株式の処分により3,000株減少したこと、及び、平成30年7月25日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、平成30年7月24日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による自己株式の処分により600,000株減少したことによるものあります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	987
	合計	-	-	-	-	-	987

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
現金及び預金勘定	460,702千円	2,020,740千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,600	1,800
現金及び現金同等物	456,102	2,018,940

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

本社における会計ソフト(ソフトウェア)等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成30年10月31日)
1年内	41,963
1年超	51,104
合計	93,067

(注) 前事業年度につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期預金は、定期積金と定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

借入金は主に販売用不動産の購入に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。未払金、預り金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。預り保証金は、主に賃貸借契約に係る保証金であり、契約満了時に一括して返還するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成29年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	460,702	460,702	-
(2) 売掛金	885		
貸倒引当金 1	885		
	-	-	-
(3) 敷金及び保証金 2	89,567	87,068	2,499
(4) 長期預金	40,705	40,714	9
資産計	590,974	588,484	2,489
(1) 短期借入金	-	-	-
(2) 未払金	101,327	101,327	-
(3) 預り金	88,519	88,519	-
(4) 長期借入金 3	229,523	226,722	2,800
(5) 預り保証金	32,505	32,609	104
負債計	451,875	449,179	2,696

1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と上表における貸借対照表計上額との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

3 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(平成30年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,020,740	2,020,740	-
(2) 売掛金	3,440		
貸倒引当金 1	737		
	2,703	2,703	-
(3) 敷金及び保証金 2	630,636	604,647	25,988
(4) 長期預金	19,300	19,306	6
資産計	2,673,380	2,647,398	25,981
(1) 短期借入金	253,600	253,600	-
(2) 未払金	405,465	405,465	-
(3) 預り金	309,465	309,465	-
(4) 長期借入金 3	523,424	522,715	708
(5) 預り保証金	60,621	60,773	151
負債計	1,552,576	1,552,019	556

1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と上表における貸借対照表計上額との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

3 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(5) 預り保証金

預り保証金の時価は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成29年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	445,471	-	-	-
売掛金	885	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	89,567
長期預金	-	40,705	-	-
合計	446,356	40,705	-	89,567

当事業年度(平成30年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,005,428	-	-	-
売掛金	3,440	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	630,636
長期預金	-	19,300	-	-
合計	2,008,868	19,300	-	630,636

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成29年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	74,748	60,720	47,679	26,261	18,397	1,718
合計	74,748	60,720	47,679	26,261	18,397	1,718

当事業年度(平成30年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	253,600	-	-	-	-	-
長期借入金	100,260	313,302	57,820	36,974	15,068	-
合計	353,860	313,302	57,820	36,974	15,068	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 退職給付費用の金額

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
確定拠出制度への要拠出額(千円)	5,776	9,014

(ストック・オプション等関係)

1. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
現金及び預金	980	7

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 4名 当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 280,000株	普通株式 360,200株
付与日	平成29年5月15日	平成29年5月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年5月26日 至 2027年5月11日	自 2019年5月16日 至 2027年5月11日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 36名	税理士佐野比呂之(注)2	税理士佐野比呂之(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 65,200株	普通株式 100,000株	普通株式 200,000株
付与日	平成30年1月30日	平成30年3月9日	平成30年3月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年1月31日 至 2028年1月11日	自 2020年8月1日 至 2028年3月8日	自 2021年8月1日 至 2028年3月8日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年4月11日付の株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、及び、平成30年10月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第4回及び第5回新株予約権は、税理士佐野比呂之を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	360,200	-	-	-
付与	-	-	65,200	100,000	200,000
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	360,200	65,200	100,000	200,000
権利確定後 (株)					
前事業年度末	280,000	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	280,000	-	-	-	-

(注) 平成30年4月11日付の株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、平成30年10月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	179	179	950	950	950
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 平成30年4月11日付の株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、平成30年10月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法によっております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,978,570千円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	-	2,191
控除対象外消費税	1,327	1,873
敷金の償却	728	1,898
未払事業税	8,106	17,914
アフター保証引当金	1,625	3,278
空室損失引当金	6,769	10,348
資産除去債務	2,521	1,210
その他	1,481	1,854
繰延税金資産小計	22,559	40,568
評価性引当額	4,928	3,418
繰延税金資産合計	17,631	37,150
繰延税金負債		
資産除去債務	2,448	118
繰延税金負債合計	2,448	118
繰延税金資産の純額	15,183	37,032

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
法定実効税率 (調整)	34.81%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59	
住民税均等割	0.21	
評価性引当額の増減	13.47	
その他	0.12	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.26	

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

大阪支社建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における現状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

大阪支社建物については、使用見込期間を取得から1年6か月と見積もり、割引率は0.307%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (平成29年10月31日)	当事業年度 (平成30年10月31日)
期首残高	-千円	7,290千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,280	-
時の経過による調整額	9	17
見積りの変更による増減額(は減少)	-	3,809
期末残高	7,290	3,498

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社建物及び営業所建物の不動産賃貸借契約に基づく、退去時における原状回復に係る債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

3. 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、大阪支社移転の意思決定を行ったことに伴い、現状回復に係る債務に関して新たな情報を入手したことから大阪支社の退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による減少額3,809千円を変更前の資産除去債務から減額しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

当社の事業セグメントは、「Renosy(リノシー)」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

当社の事業セグメントは、「Renosy(リノシー)」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	樋口 龍	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 55.2 間接 27.0	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証(注)	229,523	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務被保証については、当事業年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。

2. 当社は銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	樋口 龍	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 45.1 間接 22.0	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証(注)	12,490	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務被保証については、当事業年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。

2. 当社は銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
1株当たり純資産額	48.74円	289.34円
1株当たり当期純利益	38.67円	53.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	47.95円

- (注) 1. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 前事業年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことにより記載しておりません。
3. 当事業年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、当社株式が平成30年7月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	当事業年度 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	258,828	399,198
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	258,828	399,198
普通株式の期中平均株式数(株)	6,691,798	7,531,555
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	793,714
(うち新株予約権(株))	(-)	(793,714)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式取得による企業結合)

当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、リーガル賃貸保証株式会社(以下、「リーガル賃貸保証」という。)の株式を取得し、当社の子会社とすることについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成30年11月1日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称	リーガル賃貸保証株式会社
事業の内容	家賃債務保証事業

(2) 企業結合の目的

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、AIを活用した中古不動産の総合的なプラットフォーム「Renosy(リノシー)」の開発・運営を行っております。

一方、リーガル賃貸保証は、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する際に、保証契約を締結する事で、家賃滞納リスクを保証する家賃債務保証を提供しております。

賃貸物件管理事業も展開している当社と家賃債務保証事業を行っているリーガル賃貸保証の互いの強みを生かし、更なるシナジーを創出するため、リーガル賃貸保証を子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成30年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	150,000千円
取得原価		150,000千円

3. 主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 : 350千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. 取得原価の配分

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

(株取得及び簡易株式交換による企業結合)

当社は、平成30年10月1日の取締役会において、イタンジ株式会社(以下、「イタンジ」という。)の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、イタンジを完全子会社とする簡易株式交換を行うことについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。なお、平成30年11月1日付で株式取得の手続きが完了し、平成30年11月16日付で簡易株式交換の手続きが完了しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称	イタンジ株式会社
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産仲介会社向けの営業支援クラウドシステム「ノマドクラウド」の開発・運営 ・仲介会社と管理会社間のやり取りの自動化を実現する「Cloud ChintAI (クラウドチンタイ)」の開発・運営

(2) 企業結合の目的

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、AIを活用した中古不動産の総合的なプラットフォーム「Renosy(リノシー)」の開発・運営を行っております。

平成25年の創業以来Renosy会員は着実に増加し、現在は3万人を超える会員数を擁するサービスへと成長しております。直近では不動産を対象とするクラウドファンディングサービスや入居者向け家賃債務保証サービスの提供も開始しており、個人向けサービス(BtoC)の拡充を積極的に推進しております。加えて、企業向けサービス(BtoB)については、オンライン完結型の不動産用ローン審査システムの金融機関への提供も開始しており、今後一層充実させていく方針です。当社は、個人向け、企業向けにとらわれず不動産に関わる様々なサービスや業務をテクノロジーの活用を通じて効率化・最適化することで、顧客やユーザー及び業務に携わる全ての人々の体験をより良いものへと変えていくことを展望しております。

この度、完全子会社化するイタンジは、「不動産取引をなめらかにする」というミッションを掲げ、不動産仲介会社や管理会社向けにシステム提供を行っているテクノロジー企業であります。具体的には不動産仲介会社向けの営業支援クラウドシステム「ノマドクラウド」や、仲介会社と管理会社間のやり取りの自動化を実現する「Cloud ChintAI(クラウドチンタイ)」といった企業向けサービス(BtoB)を提供しており、これまでに数多くの不動産関連業者への導入実績を有しております。

当社及びイタンジが、相互に補完し合うことにより、不動産領域においてより一層幅広いサービスを展開し、両社がこれまでに蓄積してきた各種データ、テクノロジー、ノウハウ、顧客基盤等を有効活用することで新たなサービスを提供していくことが可能となるため、イタンジを子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

株式取得日 : 平成30年11月1日

株式交換日 : 平成30年11月16日

(4) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、イタンジを完全子会社とする株式取得及び株式交換

株式取得 : 現金を対価とする株式取得

株式交換 : 当社の普通株式を対価とする簡易株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	-%
現金対価により取得した議決権比率	64.80%
株式交換により追加取得した議決権比率	35.20%
取得後の議決権比率	100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金対価及び株式交換によりイタンジの議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,848,750千円
取得の対価	株式交換に交付した当社の普通株式の時価	703,478千円
取得原価		2,552,228千円

3. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

当社とイタンジとの間の普通株式に係る株式交換比率 1 : 1,046

(2) 株式交換比率の算定方法

当社については、上場会社であり、市場株価が存在することから、市場株価法によるものとしております。なお、平成30年9月30日を基準日とし、東京証券取引所マザーズ市場における基準日の当社終値を使用して算定を行っております。非上場会社であるイタンジの株式価値については、公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関に算定を依頼し、その算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議のうえ決定いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式 : 289,855株

4. 主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 : 3,800千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

7. 取得原価の配分

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

(重要な子会社の設立)

当社は、平成30年11月15日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成30年11月19日に下記のとおりRenosy Finance株式会社を設立いたしました。

1. 設立の目的

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、AIを活用した中古不動産の総合的なプラットフォーム「Renosy(リノシー)」の開発・運営を行っております。

平成25年の創業以来Renosy会員は着実に増加し、現在は3万人を超える会員数を擁するサービスへと成長しております。直近では不動産を対象とするクラウドファンディングサービスや入居者向け家賃債務保証サービスの提供も開始しており、個人向けサービス(BtoC)の拡充を積極的に推進しております。加えて、企業向けサービス(BtoB)については、オンライン完結型の不動産用ローン審査システムの金融機関への提供も開始しており、今後一層充実させていく方針です。当社は、個人向け、企業向けにとらわれず不動産に関わる様々なサービスや業務をテクノロジーの活用を通じて効率化・最適化することで、顧客やユーザー及び業務に携わるすべての人々の体験をより良いものへと変えていくことを展望しております。

このような取り組みの中、不動産取引と関連性の高い金融領域への事業拡大のために、同社で貸金業や第二種金融商品取引業、投資運用業といった登録を行い、将来的にはReTech(不動産×テクノロジー)とFinTech(金融×テクノロジー)の融合により、新しい不動産体験を創造していくことを目指し同社を設立いたしました。

2. 設立した子会社の概要

(1) 商号	Renosy Finance株式会社
(2) 本店所在地	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
(3) 代表者	代表取締役 樋口 龍
(4) 主な事業内容	クラウドファンディング業、貸金業
(5) 資本金	50百万円
(6) 設立年月日	平成30年11月19日
(7) 出資比率	当社100%
(8) 決算期	10月31日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	46,429	72,714	3,809	115,334	21,047	14,801	94,287
機械及び装置	1,235	-	1,235	-	-	-	-
車両運搬具	2,175	4,208	-	6,384	4,498	2,964	1,886
工具、器具及び備品	31,794	46,786	1,004	77,577	24,360	13,616	53,216
リース資産	5,147	3,613	-	8,760	1,809	1,309	6,950
建設仮勘定	-	136,234	71,162	65,072	-	-	65,072
有形固定資産計	86,782	263,557	77,211	273,129	51,715	32,691	221,413
無形固定資産							
商標権	220	-	-	220	32	15	187
ソフトウェア	72,846	17,154	375	89,626	32,800	16,222	56,825
ソフトウェア仮勘定	48,954	527,381	5,000	571,335	-	-	571,335
リース資産	13,387	-	-	13,387	4,970	2,560	8,416
無形固定資産計	135,408	544,536	5,375	674,569	37,804	18,798	636,764
長期前払費用	9,107	23,371	10,897	21,581	2,651	1,486	18,929

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	東京本社オフィス拡張に伴う設備の増設	57,680千円
工具、器具及び備品	社員の業務用PC	36,898千円
建設仮勘定	大阪支社移転工事	65,072千円
ソフトウェア	「Renosy(リノシー)」事業のシステム開発の拡充	5,000千円
ソフトウェア仮勘定	「Renosy(リノシー)」事業のシステム開発の拡充	527,381千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	253,600	2.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	74,748	100,260	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	6,250	7,043	2.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	154,775	423,164	1.9	2020年～2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	20,527	16,930	2.6	2019年～2024年
合計	256,300	800,997	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	313,302	57,820	36,974	15,068
リース債務	7,237	5,108	3,058	1,350

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	885	737	-	885	737
アフター保証引当金	4,669	9,478	-	4,669	9,478
転貸損失引当金	2,140	288	848	576	1,003
空室損失引当金	19,446	29,916	-	19,446	29,916

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

2. アフター保証引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる戻入額であります。

3. 転貸損失引当金の「当期減少額(その他)」は、契約終了による取崩額であります。

4. 空室損失引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	15,312
預金	
普通預金	1,827,338
通知預金	26,290
定期積立預金	151,800
小計	2,005,428
合計	2,020,740

b.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	3,440
合計	3,440

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
885	395,327	392,771	3,440	99.1	1.9

c. 完成工事未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客(個人・リノベーション事業)	9,316
合計	9,316

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
4,780	169,869	165,333	9,316	94.7	15.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

d. 販売用不動産

地域別	面積(m ²)	金額(千円)
関東地区	-	425,655
合計	-	425,655

(注) 販売用不動産はマンションであり、区分所有のため面積の記載は省略しております。

e. 未成工事支出金

区分	金額(千円)
リノベーション物件	22,193
合計	22,193

f. 貯蔵品

区分	金額(千円)
販促用貯蔵品	6,850
印紙・切手	3,163
合計	10,013

固定資産
敷金及び保証金

区分	金額(千円)
本社事務所敷金	587,836
大阪支社敷金	24,744
WEWORK JAPAN差入保証金	19,414
名古屋営業所敷金	10,383
その他	29,913
合計	672,291

流動負債

a. 工事未払金

相手先	金額(千円)
リノベーション工事代金	22,014
合計	22,014

b. 未払金

相手先	金額(千円)
人件費	157,459
(株)ドラフト	34,084
(株)サンケイビルテクノ	30,931
GMO NIKKO(株)	23,662
(株)オプト	10,808
その他	148,518
合計	405,465

c. 預り金

区分	金額(千円)
クラウドファンディング	99,910
賃貸管理物件預り金	134,454
所得税、住民税、社会保険料	61,359
その他	13,741
合計	309,465

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	8,159,981	13,286,951	20,126,760
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	264,251	378,957	621,987
四半期(当期)純利益(千円)	-	171,180	244,753	399,198
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	23.81	33.84	53.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	12.16	10.04	18.34

- (注) 1. 当社は、平成30年7月25日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間及び当第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株、平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告の方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.ga-tech.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書(有償一般募集による自己株式の処分)及びその添付書類
平成30年6月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成30年7月5日及び平成30年7月17日関東財務局長に提出。
平成30年6月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第6期(自平成29年11月1日至平成30年10月31日)平成31年1月30日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書
(第6期第3四半期)(自平成30年5月1日至平成30年7月31日)平成30年9月13日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
平成30年9月13日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書であります。

平成30年10月1日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2(特定子会社の異動並びに株式取得及び株式交換)に基づく臨時報告書であります。

平成30年11月15日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成31年2月1日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月29日

株式会社GA technologies

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GA technologiesの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GA technologiesの平成30年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象(株式取得及び簡易株式交換による企業結合)に記載されているとおり、会社は平成30年10月1日開催の取締役会において、イタンジ株式会社の株式を取得し、その後、会社を完全親会社、イタンジ株式会社を完全子会社とする簡易株式交換を行うことについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。平成30年11月1日付で株式取得の手続きが完了し、平成30年11月16日付で簡易株式交換の手続きが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。